

令和8年度 沼津市高沢公園再整備基本計画策定支援業務委託
契約候補者選定に係るプロポーザル 参加要領

1 目的・趣旨

高沢公園（以下、本公園という）は、沼津駅から北西約 400m に位置しており、未就学児から高齢者まで幅広い世代が利用し、SL がある公園として親しまれるなど、中心市街地における貴重な憩いの場となっている。しかし近年、特に公園南東エリアは成長した樹木で覆われ公園内外からの見通しが悪く立地上夜間の利用も多いなか防犯対策は地域住民が安心して過ごすための喫緊の課題となっている。

高沢公園再整備事業は、課題となっている公園南東エリアを中心とした再整備を行い、安全性の確保と利便性の向上を図るとともに、交流人口の増加や賑わいを創出することで、地域課題の解決やエリア価値の向上を目指している。

このことから本業務は、再整備の効果的かつ計画的な推進を図ることを目的とし、有識者等からの意見聴取やワークショップの開催等により、本公園の再整備に向けた機運の醸成を図るとともに、再整備の基本計画策定支援を行うものである。

業務の実施に当たっては、十分な経験とノウハウ、客観的かつ専門的な情報収集分析、及び調査結果の取りまとめに関する高度な専門性が求められるとともに、新たな視点や社会資源の活用提案とその検討を行う積極性が求められるため、プロポーザル方式（※）により契約候補者を選定する。

この要領は、「令和8年度 沼津市高沢公園再整備基本計画策定支援業務委託に係るプロポーザル」の実施及び参加方法について、必要な事項を定めるものである。

※もっとも優れた提案をした者を本要領に従い契約候補者として選定し、契約候補者の提案内容を踏まえた仕様書を別途調製の上、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約を締結するものである。

2 契約の概要

- (1) 業務名 令和8年度 沼津市高沢公園再整備基本計画策定支援業務委託
- (2) 業務内容 令和8年度 沼津市高沢公園再整備基本計画策定支援業務委託 公募仕様書 のとおり
- (3) 履行期間 契約日から令和9年3月31日（水）まで
- (4) 契約金額 提案限度額 6,094,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
- (5) 支払い方法 契約候補者と別途協議により決定

3 問い合わせ・書類提出先

沼津市役所都市計画部緑地公園課

（〒410-8601 沼津市御幸町 16 番 1 号 沼津市役所内）

担 当：國澤、小澤

TEL：055-934-4796

FAX：055-933-1412

E-mail：ryokuti@city.numazu.lg.jp

4 参加資格要件

4-1 参加の取り消し

次の各号のいずれかに該当する者は、本プロポーザルに参加する資格を有しない。

なお、契約候補者の決定後契約締結までの間に、該当した場合は、契約候補者の決定を取り消すことがある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- (3) 沼津市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 22 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者
- (4) 沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者
- (5) 国税及び沼津市税の滞納がある者
- (6) 令和 3 年度以降に、仕様書に示すようなワークショップ等を開催した実績又はそれに準ずる実績を有しない者。同種業務実績表（様式 2）にて実績として認めるか否か判断するので、できるかぎり詳細に記載すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める者

4-2 共同事業者での申請

2 以上の者が共同事業者を結成して申請することを認める。その場合は、4-1 参加の取り消し（1）～（7）の条件に該当せず、かつ以下の要件も満たさなければならない。ただし、（6）については、構成員のいずれかが該当する実績を有していれば良い。

- ① 構成員は共同事業者の代表者となる者を決め、代表者は全体の意思決定や管理運営等に全ての責任を持つこと。
- ② 参加申込み以後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。
- ③ 代表者とならない構成員にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
- ④ 参加申込み時に、共同事業者を結成したことが分かる協定書又はこれに準ずるものの写しも提出すること。なお、協定書等には、構成員の役割分担が詳細かつ明確に記載されていること。
- ⑤ 各構成員は、複数の共同事業者の構成員となることはできない。

5 契約候補者選定スケジュール

内容	期間
参加要領等公表	令和 8 年 4 月 24 日(金) ホームページに掲載
質問受付	令和 8 年 4 月 24 日(金)から

	令和8年5月11日(月)まで 17時必着
質問回答	令和8年5月12日(火) 17時までにホームページに掲載
参加申込	令和8年5月15日(金)まで 17時必着
参加承認の通知	令和8年5月18日(月) 17時までに電子メールで
企画提案書等の提出	令和8年5月25日(月)まで 17時必着
選考会	令和8年5月26日(火) 予定
選定結果の通知	令和8年5月27日(水) 予定
契約締結	令和8年6月初旬 予定

6 質問受付・回答

(1) 質問方法

本業務委託の内容等についての質問は、質問受付期間中に、電子メール・FAX等（様式任意）により提出する。会社名、担当者名、電子メールアドレス、電話番号、FAX番号を併記すること。質問提出先は「3 問い合わせ・書類提出先」のとおり。

なお、プロポーザル実施手順等についての質問は随時電話等で受け付ける。

(2) 回答方法

業務の内容等に関する質問については、質問者匿名にて沼津市ホームページ上で回答を掲載する。

7 プロポーザルへの参加申込

以下の書類をプロポーザル参加申込の期間中に「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出（郵送可）すること。ただし、沼津市入札参加資格者名簿に登録されている事業者は、No. 4～9の提出を不要とし、共同事業者を結成した場合は、No. 1～9に加えてNo. 10及びNo. 11を提出すること。

なお、参加申込後、参加を取りやめる場合は企画提案書等の提出期限までに参加辞退届（様式3）を提出すること。辞退しても今後不利な扱いを受けることはない。

No	書類名	部数	備考
1	参加申込書（様式1）	1部	
2	同種業務実績表（様式2）	3部	記載した業務のうち一つは内容が確認できる資料（契約書・仕様書等の写し）を添付。
3	会社概要	3部	様式は任意だが1種類とする。 パンフレット等でも可。
4	暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書（様式4）	1部	
5	登記簿謄本等	1部	申込日から3か月以内に発行されたもの。
	<法人登記をしている事業者> 履歴事項全部証明書		
	<個人事業者>代表者身分証明書		

No	書類名	部数	備考
6	財務諸表	1部	直近事業年度のものを。
	<法人登記をしている事業者> 貸借対照表 損益計算書 株主資本等変動計算書 <個人事業者> 青色申告書又は確定申告書		
7	沼津市納税証明書	各1部	課税があるものについて提出。 沼津市内に本社又は営業所のない事業者は提出不要。 申込日から3か月以内に発行されたもの。
	<法人登記をしている事業者> 法人市民税納税証明書 (最新事業年度のもの)		
	<個人事業者> 市県民税納税証明書 (最新のもの)		
8	国税納税証明書 (「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について)	1部	申込日から3か月以内に発行されたもの。
	<法人登記をしている事業者> 「その3」又は「その3の3」 <個人事業者> 「その3」又は「その3の2」		
9	使用印鑑届兼委任状(様式5)	1部	参加申込から請求まで使用する印鑑を押印。 社印(角印)は任意だが、代表者印(丸印)の押印は必須とする。 参加申込から請求までを、本社ではなく支店や営業所に委任する場合は、「営業所等に事務を委任する場合」の記入を必須とする。
10	共同事業者協定書(様式自由)	1部	共同事業者を結成した場合必須。
11	代表者への代表権委任状(様式自由)	1部	

※なおNo. 5、6、7、8、10については、写しの提出を可とする。

8 プロポーザルへの参加承認の通知

参加申込書類の確認後、プロポーザル参加の認否を電子メールにて通知する。

なお、申込書類を提出したにもかかわらず、参加承認の通知期限までに認否の連絡が

ない場合は、通知期限の 17 時まで「3 問い合わせ・書類提出先」へ電話で問い合わせること。

また、参加不承認の場合は、市にその理由説明を求めることができる。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

以下の書類を企画提案書等の提出期間中に「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出（郵送可）する。

- ① 企画提案書提出届 1部（様式6）
- ② 企画提案書（様式自由）
- ③ 工程表（様式7）
- ④ 実施体制調書（様式8）
- ⑤ 見積書（様式自由、押印不要）
- ⑥ 企画提案書等の規格

(2) 企画提案書等の提出書類は以下の点に注意し作成すること。

- ① 「(1) 提出書類」のうち、②～⑤については、すべて自社名を入れず（入っている場合は受け付けない）、参加承認通知に記載した各参加者へ割り振ったアルファベットを各書類の1ページ目の右上に挿入すること。
- ② 「(1) 提出書類」は、日本産業規格A4で作成する。このうち、②～⑤については、この順に左綴じしたものを1部とし、これを6部提出する。A4以外のサイズを用いる場合はA4サイズに折りたたむこと。

(3) その他、注意事項

- ① 企画提案書は工程表、実施体制調書、見積書を除き 10 ページ以内で作成すること。
- ② 見やすいもの、わかりやすいものとする。特に実施方法は、具体的に説明し、手順等を簡単なフローなどで示すこと。
- ③ 本要領に示す業務委託の目的・趣旨を達成するため、提案限度額の範囲でできる限りの提案をすること。また、本件の契約候補者選定においてプロポーザルを採用する点に鑑み、業務概要に示す本市の要求事項にとらわれず、参加事業者の専門性を生かした指摘や提案に努めること。
- ④ 見積書は、提案する実施項目の費用が分かるように内訳を記載すること。
- ⑤ 提出書類に不備がある場合は、訂正を求めることがある。その場合、提出期限までに訂正がなければ失格とする。なお、提案内容については、提出後の修正や追加は一切認めない。

10 提案する内容

別紙「令和8年度 沼津市高沢公園再整備基本計画策定支援業務委託 公募仕様書」の業務内容に示す業務について、別表「評価項目」を参考に、以下の項目の実施方法や当市でも取り組むべき先進事例等の提案を行うこと。

- ① ワークショップの開催等による市民・事業者・利用者等からの意見集約方法

- ②ワークショップ開催から再整備基本計画策定までのプロセス
- ③基本計画案に係るトライアル実施方法
- ④機運醸成に資する取り組み方法

11 選考(書類選考)

(1) 選考方法

企画提案書等提出書類を基に、「令和8年度 沼津市高沢公園再整備基本計画策定支援業務委託契約候補者選定委員会」において総合的に評価を行い、契約候補者を選定する。ただし、各選定委員の評価点を合計し、選定委員数で除した平均点が60点を超える者がいなかった場合は、契約候補者を選定しない。なお、得点の総計が最も高い提案をした者が2者以上いる場合には、別表「評価項目」のうち、「(1) 企画提案力」に係る評価点の合計が高い者を選定する。それでもなお同点の者がいる場合は、くじ引きにて契約候補者を決定する。該当者がくじ引き会場にいない場合は、その者に代わり本プロポーザルに関係のない市職員がくじを引き契約候補者を決定するものとする。

(2) 評価項目

別表「評価項目」のとおり。

12 選考結果の通知

契約候補者選定後、すみやかに沼津市ホームページ上にて結果を公表する。なお、参加者自身の評価については、契約締結後、市にその理由の説明を求めることができる。

13 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出期間中に提出しなかったとき
- (2) 見積額が「2 契約の概要」に記載の提案限度額を超えている場合
- (3) 「4-1 参加の取り消し」の各号のいずれかに該当したとき
- (4) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (5) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき

14 契約

市は契約候補者と協議し、契約候補者が提案した内容を反映した仕様書を調整のうえ、契約を締結し、すみやかに契約結果を沼津市ホームページ上で公表する。なお、本プロポーザルは参加事業者の企画力、提案力、業務遂行能力などを審査するものであるから、仕様については契約候補者の提案をもとに契約時に再度精査するものとする。

ただし、選定された事業者が「13 参加者の失格」の(3)～(5)のいずれかに該当したときは、契約候補者の決定を取り消すことがある。なお、この場合は次順位の者と協議するものとする。

なお、契約書は、沼津市ホームページに掲載してある「沼津市業務委託契約約款」を含めるので、事前に確認をしておくこと。

(ホームページ > 事業者のみなさんへ > 入札情報・契約 > 物品・役務 (建設工事関連業務以外) > 「沼津市業務委託契約約款 (PDF)」)

15 契約締結後

契約者は、市との協議のもと、速やかに実施計画書 (実施体制、連絡体制、工程など) を作成し、市の承認を得ること。

16 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、沼津市が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (2) 本案件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウ及び提案への評価に関する部分を除き、沼津市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する可能性があるものとする。
- (3) 提出書類は一切返却しない。

17 その他

- (1) 本件参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類における記名・押印は、すべて沼津市競争入札参加資格者名簿 (業者名簿) に登録のある者については登録のとおりとする。登録のない者については、契約の権限を有する代表者名を記名し、参加申込時に提出する使用印鑑届と同じ印鑑で押印するものとする。ただし、「7 No 4 暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書、No 9 使用印鑑届兼委任状」については、法人 (本社) 代表者実印の押印を必須とする。
- (3) 1 団体につき提案は1つとし、複数の提案は不可とする。また、単独で参加した団体がほかの共同事業者の構成員となることや、1 団体が複数の共同事業者において同時に構成員となることも不可とする。

別表 評価項目

評価項目		評価 (1～5)	倍率	評価点	合計 配点
(1) 企画 提案力	①業務の趣旨を的確に理解し、仕様書で定めた業務内容について全てを網羅された適切な提案となっているか。		×2		60
	②高沢公園再整備基本方針及び各種関連計画等を熟知し、本市および本公園の特徴、現状、課題などが十分理解した提案となっているか。		×2		
	③課題点を熟知したうえで、民間活力導入事業者を呼び込む工夫がなされているか。		×2		
	④本公園の整備コンセプトの実現に向けた創意工夫が感じられ、独自の提案となっているか。		×3		
	⑤ワークショップ等が、機運醸成に資する取り組みとなるような構成となっているか。		×3		
(2) 業務 遂行能力	⑥・同種業務又はそれに準ずる実務及びまちづくりに関する実績があり、ノウハウが活かされるか。 ・業務を進めるにあたっての独自の強み等があり、これらの強みが発揮される体制となっているか。		×2		40
	⑦・配置予定者の専門性は十分か。 また、柔軟な発想で事業手法を検討できる、豊富な業務経験を持つ担当者が配置されているか。 (ランドスケープアーキテクト有資格者等) ・提案内容を確実に実現するための手法等について十分な説得力があるか。		×2		
	⑧・事業を円滑に進められるような体制であるか。 ・市内事業者等と連携が取れているか。 ・委託者と綿密な意思疎通が図れる体制か。		×2		
	⑨・業務執行過程が明確にスケジュール化されており、提案内容との整合性が図られているか。 ・業務を円滑に進められる体制となっているか。		×2		
					100

各項目5段階で評価：(5 特に優れている 4 優れている 3 普通 2 やや不十分 1 不十分)
ただし、各選定委員の評価点を合計し、選定委員数で除した平均点が60点を超えるものがいなかった場合は、契約候補者を選定しない。